

漁港・漁港海岸・漁場工事における施工環境監理者の配置について

1) 目的

本工事を行う際、周辺海域の自然環境や水生生物の生息環境に配慮した施工を監理する者(以下「施工環境監理者」という。)に適正な技術者を配置することにより、環境保全に配慮した円滑な施工を確保することを目的とする。

2) 対象工事

予定価格が3,000万円以上の漁港・漁港海岸・漁場工事とする。ただし、陸上工事、営繕工事は対象外とする。

3) 施工環境監理者の資格

施工環境監理者は、技術士若しくは技術士補のうち水産部門(水産土木)の資格を有する者又は、社団法人大日本水産会の行う水産工学技士(水産土木部門)認定試験に合格し、水産工学技士として登録した者とする。

配置技術者については、資格者証の写しを監督員に提出し承認を得ること。

4) 施工環境監理者の配置

施工環境監理者の配置について次のように定める。

- ①受注者が施工環境監理者を配置する。(下請業者の技術者は認めない。)
- ②施工環境監理者は専任とする。ただし、同一漁港・同一漁港海岸・同一漁場内の二件以上の工事を施工する場合は兼任できるものとする。
- ③施工環境監理者は、同工事の現場代理人、監理(主任)技術者と兼務できるものとする。

5) 施工環境監理者の業務

施工環境監理者は、以下の業務を行うものとする。

- ①周辺海域の自然環境、生息環境に係る環境対策の検討を行い、施工計画書に必要な環境対策について記載すること。
- ②必要に応じて藻場や生物生息環境の改善に繋がる可能性を有する技術的提案を行うこと。
- ③据付等海上作業の環境対策に係る指導を行うこと。
- ④周辺海域への環境影響が予知され又は発生した場合は、施工環境監理者は監理(主任)技術者への助言を行うものとする。また、直ちに現場代理人に報告すること。

6) 実施体制の表示

受注者は、施工環境監理者の氏名を施工計画書の現場組織表に記載するとともに、水産工学技士の有資格者は技術者の資格者表に登録番号を記載すること。また、これに変更が生じた場合は、遅滞なく書面により監督員にその旨を届けるものとする。

7) 施工環境監理者業務に関する経費

施工計画書に記載する具体的な環境対策等については、通常計上している間接費(技術管理費)に含まれる。ただし、特別に必要とされる水質調査、底質調査、環境生物調査等に関しては、監督員との協議のうえ設計変更の対象とする。

8) 資格証明書等の携行

施工環境管理者は工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用することとする。

監理(主任)技術者 [施工環境管理者]	
氏名 ○○ ○○	
写 真	工事名 ○○ 工事
2cm × 3cm	工 期 自 ○年○月○日
程 度	至 ○年○月○日
会 社 △○株式会社	社印

9) 施行期日

平成25年4月1日以降に公告又は指名通知を行う工事から適用する。

注) 平成25年度以降の施工環境監理者の配置については、平成24年度の「現場常駐は求めない」ものから、例外(上記4)②のただし書き)を除いて「専任」で配置することとしている。